

旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十六号

旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

(旅館業法施行細則の一部改正)

第一条 旅館業法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前							
<p>第九条 (水質の基準及び検査方法) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>大腸菌(原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係るもの)</td> <td>検出されないこと。</td> <td>特定酵素基質培地法</td> </tr> </table>		大腸菌(原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係るもの)	検出されないこと。	特定酵素基質培地法	<p>第九条 (水質の基準及び検査方法) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>大腸菌群(原湯、原水、上り用湯及び上り用水に係るもの)</td> <td>五〇ミリリットル中に検出されないこと。</td> <td>乳糖ブイヨン ブリアン トグリーン乳 糖胆汁ブイヨン培地法又は 特定酵素基質培地法</td> </tr> </table>		大腸菌群(原湯、原水、上り用湯及び上り用水に係るもの)	五〇ミリリットル中に検出されないこと。	乳糖ブイヨン ブリアン トグリーン乳 糖胆汁ブイヨン培地法又は 特定酵素基質培地法
大腸菌(原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係るもの)	検出されないこと。	特定酵素基質培地法							
大腸菌群(原湯、原水、上り用湯及び上り用水に係るもの)	五〇ミリリットル中に検出されないこと。	乳糖ブイヨン ブリアン トグリーン乳 糖胆汁ブイヨン培地法又は 特定酵素基質培地法							
<p>2 条例第六条第五号カの規則で定める水質検査は、前項の表の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる検査方法によるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>レジオネラ属菌</td> <td>検出されないこと(一〇〇ミリリットル中の一〇CFU未満)。</td> <td>ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法</td> </tr> </table>		レジオネラ属菌	検出されないこと(一〇〇ミリリットル中の一〇CFU未満)。	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	<p>2 条例第六条第五号ワの規則で定める水質検査は、前項の表の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる検査方法によるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>レジオネラ属菌</td> <td>検出されないこと(一〇〇ミリリットル中の一〇CFU未満)。</td> <td>冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法</td> </tr> </table>		レジオネラ属菌	検出されないこと(一〇〇ミリリットル中の一〇CFU未満)。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法
レジオネラ属菌	検出されないこと(一〇〇ミリリットル中の一〇CFU未満)。	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法							
レジオネラ属菌	検出されないこと(一〇〇ミリリットル中の一〇CFU未満)。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法							

別記様式第一号及び別記様式第四号から別記様式第十号までの様式中「平仮名」を「」に改める。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第二条 公衆浴場法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七条 (水質の基準及び検査方法) (略)</p>	<p>第七条 (水質の基準及び検査方法) (略)</p>

大腸菌（原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係るもの）	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
レジオネラ属菌	検出されないこと（一〇〇ミリリットル中に一〇CFU未満）。	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

2 条例第五条第十一号の規則で定める水質検査は、前項の表の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる検査方法によるものとする。

大腸菌群（原湯、原水、上り用湯及び上り用水に係るもの）	五〇ミリリットル中に検出されないこと。	乳糖ブイヨン ーブリアン トグリーン乳 糖胆汁ブイ ン培地法又は 特定酵素基質 培地法
レジオネラ属菌	検出されないこと（一〇〇ミリリットル中に一〇CFU未満）。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

2 条例第五条第十号の規則で定める水質検査は、前項の表の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる検査方法によるものとする。

別記様式第一号及び別記様式第四号から別記様式第七号までの様式中「㊦」を「㊧」に改める。

別記様式第八号を次のように改める。

別記様式第八号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 6 条関係)

公 衆 浴 場 営 業 承 継 届(合併・分割)

年 月 日

広島県知事 様

郵便番号

主たる事務所
の所在地

届出者 名 称

代表者の氏名



電話番号

次のとおり公衆浴場の営業を承継したので、公衆浴場法第 2 条の 2 第 2 項の規定によつて関係書類を添えて届けます。

承継した 営業施設	名 称	
	所 在 地	
	許可指令番号 及び許可年月日	指令 第 号 年 月 日
	営 業 の 種 類	
合併により 消滅した法 人又は分割 前の法人	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
	主たる事務所の 所 在 地	
合併後存続 する法人若 しくは合併 により設立 した法人又 は分割によ り当該浴場 業を承継し た法人	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
	主たる事務所の 所 在 地	郵便番号 電話番号
合併又は分割の年月日		年 月 日

添付書類 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該浴場業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第九号中「平」を「田」に改め
る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。